

知らずにいるとトラブルに・・・

成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル

4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になると保護者の同意なしに契約などができるようになります。そして、これまで未成年者取消権が認められていた18歳、19歳は、未成年を理由に契約の取り消しなどができなくなります。

【若者に多い相談事例】

- ・友人から儲かる話があると言われ、仮想通貨の投資のような契約をしたが、解約したい。
- ・エステの中途解約を申し込んだが、支払い請求額が高額すぎて納得できない。
- ・SNSで知り合った人に連れて行かれた事務所で自己啓発セ

ミナーの契約を勧められ借金で会費を払うよう言われた。

【頭に入れておきたいこと】

- ・契約責任を負う成人であることを自覚し、安易な気持ちで契約しない。
 - ・簡単に大金を得ることは通常あり得ない。うまい話に飛びつかない。
 - ・きっぱり断ることも勇氣！「今日なら安くなる」などとと言われてもその場で契約しない。
- 業者とトラブルになったら、すぐに安来市消費生活センターに相談しましょう。
- 安来市消費生活センター
☎ 23・3068



いつまでも自分の歯で食事をとり、健康に過ごすために

問い合わせ
いきいき健康課 ☎ 23-3220

ハチマルニイマル
8020運動を知っていますか。この運動は、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」というものです。

20本以上の歯があれば、ほぼ満足した食生活を送ることができます。生涯を通して健康で心豊かな生活を送るためには、いつまでも自分の歯でしっかりと食事をとることが大切です。

市では毎年、80歳で自分の歯が20本以上ある人を表彰。あわせて80歳を迎える人に、歯と口の健康に関するアンケート調査を実施しています。

【令和3年度8020達成者】
対象 436人
達成者 53人



▲毎日の手入れは欠かさずに。

今年度のアンケート調査の結果、8020達成者のうち、半数以上がかかりつけの歯科医療機関を持ち、定期的に受診をしていることがわかりました。

また、達成者の多くが歯の健康のためにしていることとして、「1日1回以上は丁寧に歯磨きをする」「食事のときにしっかりと噛んだり固いものを食べたりする」と回答していました。

いつまでもおいしく食べ続けるための元気な歯は、日々の手入れから始まります。

若いうちから、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受け、8020達成を目指しましょう。

